

《関係法令》法第 27 条の 2、一般則第 64、65、67 条、液石則 62、63、65 条

## 1 説明

第一種製造者（冷凍事業所を除く）や第二種製造者\*（冷凍事業所を除く）は、事業所ごとに保安技術管理者を選任しなければなりません。

\*選任の必要がある第二種製造者

可燃性ガスの液化ガス又は液化石油ガスを加圧するためのポンプを設置する第二種製造者であって処理能力が 30 m<sup>3</sup>以上 100 m<sup>3</sup>未満の処理設備を設置する者

## 2 選任要件

### (1) 選任要件

・保安技術管理者の選任要件(一般則)

	事業所の区分	製造保安責任者免状の交付を受けている者	実務経験の内容
A	保安用不活性ガス以外のガスの処理能力(不活性ガス及び空気については、その処理能力に四分の一を乗じて得た容積とする。以下この表において同じ。)が百万立方メートル(貯槽を設置して専ら高圧ガスの充填を行う場合にあつては、二百立方メートル。以下この表において同じ。)以上のもの	甲種化学責任者免状又は甲種機械責任者免状の交付を受けている者	一種類以上の圧縮ガス及び二種類以上の液化ガスについてその種類ごとの製造に関する一年以上の経験又はアンモニア、メタノール、尿素、オキシアルコール、酸化エチレン(直接酸化法によるものに限る。)の合成若しくは高圧ポリエチレン及びナフサ分解によるオレフィンの製造に係る高圧ガスの製造に関する一年以上の経験
B			圧縮機又は液化ガスを加圧するためのポンプを使用して一時間に処理することができるガスの容積が三千立方メートル(液化ガスを加圧するためのポンプを使用する場合にあつては、温度三十五度における液化ガスの送液量一立方メートルをもつて処理することができるガスの容積十立方メートルとみなす。)を超える設備又は温度三十五度における圧力が二十メガパスカルを超える設備を使用してする高圧ガスの製造に関する一年以上の経験
C			高圧ガス設備の設計、施工、管理、検査業務等に従事し、かつ、当該設備の試運転業務を熟知し、A又はBに掲げる高圧ガスの製造に関する一年以上の経験を有する者と同様以上の経験
D		甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けている者	一種類以上の高圧ガスについてその種類ごとの製造に関する一年以上の経験
E			圧縮機又は液化ガスを加圧するためのポンプを使用してする高圧ガスの製造に関する一年以上の経験
F			高圧ガス設備の設計、施工、管理、検査業務等に従事し、かつ、当該設備の試運転業務を熟知し、D又はEに掲げる高圧ガスの製造に関する一年以上の経験を有する者と同様以上の経験

・保安技術管理者の選任要件(液石則)

	事業所の区分	製造保安責任者免状の交付を受けている者	実務経験の内容
a	液	甲種化学責任者免状又は甲種機械責任者免状の交付を受けている者	液化石油ガス(一般高压ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十三号)の適用を受ける液化石油ガスを含む。以下この表において同じ。)並びに一種以上(一種以上)の圧縮ガス及び液化石油ガス以外の液化ガスについてその種類ごとの製造に関する一年以上の経験
b			圧縮機又は液化石油ガスを加圧するためのポンプを使用して一時間に処理することができるガスの容積が三千立方メートル(液化石油ガスを加圧するためのポンプを使用する場合には、送液量三百立方メートル)を超える設備を使用している者(一年以上)の経験
c			高压ガス設備の設計、施工、管理、検査業務等に従事し、かつ、当該設備の試運転業務を熟知し、a又はbに掲げる高压ガスの製造に関する一年以上の経験を有する者と同等以上である経験
d	石則	甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状若しくは乙種機械責任者免状又は丙種化学責任者免状の交付を受けている者(高压ガス保安法に基づき(高压ガス製造保安責任者試験等に関する規則(昭和四十一年通商産業省令第五十四号)第九条第二項の規定に基づき同項に規定する特別試験科目により高压ガス製造保安責任者試験を受け、これに合格し、丙種化学責任者免状の交付を受けている者を除く。)	液化石油ガスの製造に関する一年以上の経験
e			高压ガス設備の設計、施工、管理、検査業務等に従事し、かつ、当該設備の試運転業務を熟知し、dに掲げる高压ガスの製造に関する一年以上の経験を有する者と同等以上である経験

(2) 選任不要

○【一般則】

保安統括者に(1)の『保安技術管理者の選任要件(一般則)』の表における「事業所の区分」に応じ、それぞれ同表の「製造保安責任者免状の交付を受けている者」であって、同表の掲げる高压ガスの製造に関する経験を有する者を選任している場合

処理能力が25万m<sup>3</sup>未満の事業所において、専ら気化器若しくは減圧弁により可燃性ガス若しくは毒性ガスを製造し、専ら消費(燃焼以外の反応により消費する場合を除く。)をする目的で可燃性ガスを製造し、又は専ら可燃性ガス及び毒性ガス以外の高压ガスを製造する場合

移動式製造設備により高压ガスを製造する場合

## ○【液石則】

保安統括者に(1)の『保安技術管理者の選任要件(液石則)』の表における「事業所の区分」に応じ、それぞれ同表の「製造保安責任者免状の交付を受けている者」であって、同表の掲げる高圧ガスの製造に関する経験を有する者を選任している場合

処理能力が50万m<sup>3</sup>未満の事業所において、専ら消費(燃焼以外の反応により消費する場合を除く。)をする目的で液化石油ガスを製造し、又は専ら液化石油ガスを容器若しくは貯槽に充填する場合

移動式製造設備により液化石油ガスを製造する場合

### 3 届出時期

その年の前年の8月1日からその年の7月31日までの選解任状況について、8月1日以降、遅滞なく提出してください。

### 4 様式及び添付書類

様式 一般則・・・様式第33の2、液石則・・・様式第32の2

#### ○ 添付書類例

- ・保安係員等の選任若しくは解任の状況
- ・製造保安責任者免状の写し(解任の場合は添付不要)

### 5 手数料

なし。

### 6 代理人

保安技術管理者が、旅行、疾病その他の事故等により実際に現場において職務を行うことができない場合を考慮して、あらかじめ代理人を選任する必要があります。

なお、保安技術管理者の代理人の選任・解任については、届出不要です。

### 7 記入例

「別紙 記入例」のとおり。